

○東郷町給食センター設置条例

昭和42年3月29日条例第1号

改正

昭和47年3月17日条例第7号

昭和48年6月14日条例第18号

昭和60年6月26日条例第21号

平成5年3月19日条例第8号

平成21年3月18日条例第11号

東郷町給食センター設置条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき東郷町に次の給食センターを設置する。

- (1) 名称 東郷町給食センター
- (2) 位置 東郷町大字春木字蟹池15番地

(管理運営)

第2条 東郷町給食センター（以下「給食センター」という。）は、東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営する。

(職員)

第3条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に掲げる目的を達成するため東郷町立小学校及び中学校の学校給食用物資の調達、調理その他必要な事業を行う。ただし、町立の保育所又は町が措置委託をした保育所から給食の委託があり、教育委員会が承認した場合行うことができる。

(運営委員会)

第5条 給食センターに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議する。
- 3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月17日条例第7号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月14日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月26日条例第21号）

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日条例第8号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。